

N関労東京第16-7号
2016年11月15日

株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー
代表取締役社長 藤本 秀雄 殿

東日本NTT関連合同労働組合
東京支部委員長 奥園 和泉

秋闘要求書

私たちは下記のとおり切実な要求を掲げました。11月25日までに文書にて誠意な回答を求めます。

記

- 1、現行水準の年末特別手当に加え生活維持・向上分として60歳超え契約社員などの非正規を含む全ての社員に対して一律100,000円の増額を行うこと。
- 2、ME社採用社員の賃金、および労働条件を、現行のNTT東日本会社に準拠すること。
- 3、60歳超え契約社員の労働条件等について
 - (1) 会社の創立記念日の半日代休は、60歳超え契約社員等を含め全社員に付与すること。
 - (2) 週休変更手当や外勤手当をはじめとて、食事補助や夏休み休暇、シニアドック等について、時給制社員についても月給制社員と同等に付与すること。
 - (3) フルタイムの賃金をすべて月給制にすること。また、週4日勤務、週3日勤務については、それぞれ月給制の5分の4、5分の3の金額とすること。
 - (4) 社会保険の適用要件を満たさない勤務形態を創設すること。
 - (5) 「年金特別措置」と「年金特別措置加算」を大幅に増額した上で、60歳超え契約社員全員に年金が出ない空白期間は支給すること。
 - (6) 病気休暇については、正社員と同様に有給とすること。
 - (7) 就業規則の「年次休暇の日数」の項に関連して、長期の私傷病等については就業規則の一部を変更し、所定勤務日数から除外すること。
 - (8) 各種休暇や福利厚生制度を社員と同等・同額にすること。
 - (9) シニアドックについては、居住する県でも受けられるようにすること。
 - (10) 団体交渉参加など勤務時間内の組合活動の扱いについて、社員就業規同様に契約社員就業規則に明記すること。
- 4、60歳超え契約社員の時間賃金の見直しについて
 - (1) 2015年4月1日より実施した「60歳超え契約社員の時間賃金の見直し」後の月例賃金と特別手当の年間合計金額を見直し以前の年間合計金額に戻し、減額分について、ただちに補填すること。
 - (2) 今後、最低賃金の引き上げに伴う時間賃金の見直し等に際しては、月例賃金と特別手当の年間合計額を減額するようなことは決してしないこと。

- 5、ネットワークサービス事業本部の業務運営体制の将来展望について明らかにすること。
- 6、「多様な人材の更なる活躍推進に向けた服務制度等の見直し」に関連し、健康への配慮を優先する立場から、分断勤務については、1週間あたり、あるいは1か月単位等での回数制限を設けること。また、1年単位の変形労働時間制等については、現行の超勤自粛日の考えかたを適用すること。
- 7、非正規社員について
 - (1)2012年8月10日に公布された「改正労働契約法」の「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」(基発0810第2号)に基づき、非正規労働者の待遇を、職場内均等待遇とすること。とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させないこと。
 - (2)非正規労働者への性、風貌そして言動等による差別をなくし均等待遇すること。
 - (3)失業保険、社会保険に未加入の非正規労働者は派遣元会社に是正を求めること。
 - (4)偽装請負、違法派遣の労働者は採用しないこと。
 - (5)非正規社員に対しては、社員化を行なうこと。
 - (6)雇用替に対しては事前に本人説明を行い、本人希望の雇用継続をおこなうこと。
 - (7)非正規労働者等に対する、いじめ、嫌がらせを行わないよう社員研修等で徹底すること。
- 8、大地震をはじめとする自然災害対策について
 - (1)社員の安全第一を優先する立場から、ヘルメットの配備を災対要員から社員全体に拡大すること。
 - (2)東日本大震災において、天井裏から冷暖房用の巨大な配管のつりボルトが折れ、落下による死亡事故がおきているが、NTTの各ビルにおいても適切な対策を行うこと。
 - (3)昨年末、自然災害対策に関するマニュアルを改定・検討中との説明をうけたが、同マニュアルの改訂後すみやかに説明すること。
 - (4)前3項に関連し、震災時等における各社員の通勤実態を考慮した帰宅方法や避難方法等について会社としての明確な方針を示すとともに、実践的な避難訓練を定期的に実施すること。
- 9、個人所有等パソコン自己点検は強要は行わず、自主点検とすること。
- 10、東日本NTT関連合同労働組合東京支部の組合事務室、及び掲示板を設置すること。

以上